

「グルコン酸亜鉛」及び「グルコン酸銅」の2品目の食品衛生法第7条第1項に基づく添加物の使用基準の改正に係る食品健康影響評価について  
(12月2日付で食品健康影響評価を依頼した事項)

## 1. 経緯

今般、「グルコン酸亜鉛」及び「グルコン酸銅」の2品目について、関係企業から必要な資料が提出されたことから、食品添加物の使用基準改正の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に則り、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したものである。

## 2. 各品目の概要について

### (1) グルコン酸亜鉛

グルコン酸亜鉛は、亜鉛の強化の目的として、我が国では昭和58年8月に食品添加物として指定され、我が国においては、母乳代替食品においてのみ使用が認められている。本要請は、グルコン酸亜鉛を栄養機能食品であって、通常の食品の形態をしていないカプセル、錠剤等に限り使用できるよう追加するもの。

なお、米国においては、グルコン酸亜鉛は、一般に安全と認められる物質（GRAS物質）として取り扱われ、使用量の制限は設定されていない。また、EUにおいては、グルコン酸亜鉛等の栄養強化剤は、食品添加物に分類されず、食品成分として取り扱われている。

### (2) グルコン酸銅

グルコン酸銅は、銅の強化の目的として、我が国では昭和58年8月に食品添加物として指定され、我が国においては、母乳代替食品においてのみ使用が認められている。本要請は、グルコン酸銅を栄養機能食品であって、通常の食品の形態をしていないカプセル、錠剤等に限り使用できるよう追加するもの。

なお、米国においては、グルコン酸銅は、一般に安全と認められる物質（GRAS物質）として取り扱われ、使用量の制限は設定されていない。また、EUにおいては、グルコン酸銅等の栄養強化剤は、食品添加物に分類されず、食品成分として取り扱われている。

## 3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「グルコン酸亜鉛」及び「グルコン酸銅」の2品目の使用基準の改正の可否について検討する。